広島県電子申請システムを用いた届出について

（介護給付費算定に係る体制等に関する届出書・介護保険法に基づく届出書）

令和７年２月

広島県健康福祉局医療介護基盤課
介護事業者指導グループ

目次

１．広島県電子申請システムによる届出提出の概要
２．電子申請システムに係る令和７年度からの変更点
３．広島県電子申請システムを利用するために必要な準備
４．添付書類作成上の留意事項
・体制状況等一覧表
・届出書
・添付書類
５．申請に係る手数料の電子納付について

１．広島県電子申請システムによる届出提出の概要

【概要】
・介護事業者において予め準備した書類（電子媒体）を、広島県電子申請システムにアップロードすることにより、体制届や変更届の提出が可能。
・書類の修正等を行う場合、指定権者から返却された後、添付書類を修正した後、広島県電子申請システムを用いて再提出することが可能。

【令和７年４月からの手続き】
１．【介護保険サービス】介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
２．【介護保険サービス】介護保険事業所の指定（開設許可）申請書（新規指定）
３．【介護保険サービス】介護保険事業所の指定（許可）更新申請書（指定更新）
４．【介護保険サービス】介護保険法に基づく変更等届出書
５．【介護保険サービス】介護老人保健施設・介護医療院の管理者承認申請書
６．【介護保険サービス】協力医療機関に関する届出書
※　老人福祉法に基づく届出とは異なります。

【電子申請システムを用いた届出の概要】
「令和４年度介護サービス事業者集団指導研修について」（資料番号３）もご参照ください。

２．電子申請システムに係る令和７年度からの変更点①

（令和６年度の提出様式）

・体制届…【介護保険サービス】介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

・変更届等（※）…【介護保険サービス】介護保険法に基づく届出書

・協力医療機関…【介護保険サービス】協力医療機関に関する届出書

※令和６年１１月から、指定（開設許可）申請、指定更新申請等の手数料を伴う申請についても届出可能となっています。

２　電子申請システムに係る令和７年度からの変更点②

（令和７年度からの提出様式）

・体制届…【介護保険サービス】介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

・協力医療機関…【介護保険サービス】協力医療機関に関する届出書

・指定（開設許可）申請（※）…【介護保険サービス】介護保険事業所の指定（開設許可）申請書（新規指定）

・指定（許可）更新申請（※）…【介護保険サービス】介護保険事業所の指定（許可）更新申請書（指定更新）

・変更届等（※）…【介護保険サービス】介護保険法に基づく変更等届出書

・管理者承認（※）…【介護保険サービス】介護老人保健施設・介護医療院の管理者承認申請書

（※）…令和７年度からの新様式。

届出の内容によって申込様式が異なることに注意して提出をお願いします。

３．広島県電子申請システムを利用するために必要な準備

１．利用者登録
組織として使用しているメールアドレスにより利用者登録を行い、アカウントを
作成してください（アカウント名は、原則、法人名としてください）。

２．添付する書類の準備
提出前に添付書類の作成を終えてください。
添付書類は、Word（.doc(x)）、Excel（.xls(x)）、PDF（.pdf）で準備してください。
※Word、Excelで作成した資料を、PDF化する必要はありません。

３．提出先の確認
複数の指定権者（例：医療介護基盤課と西部厚生環境事務所　など）へ提出する場合、
提出先ごとに、複数回の申請を行ってください。

３．添付書類作成上の留意事項

次スライドから、説明します。

1．介護給付費算定に係る体制等に関する届出書①

- 名称は、法人名を記載
- 体制届を提出するサービスについて記載
- 変更するサービスについて記載
- 異動年月日を忘れずに記載

  ※体制届は異動年月日ごとに作成してください。
- 介護事業所番号を記載
- 特記事項に変更内容を簡潔に記載

（別紙2）

受付番号

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書＜指定事業者用＞

令和 6 年 4 月 20 日

広島県 知事 殿

所在地 広島県 ●●市●●町１－２－３

名 称 社会福祉法人 ●●福祉会

1ページ

届出を行う事業所・施設の種類	同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	指定（許可）年月日	異動等の区分	異動（予定）年月日	異動項目（※変更の場合）
指定居宅サービス	訪問介護			□ 1新規 □ 2変更 □ 3終了		
	訪問入浴介護			□ 1新規 □ 2変更 □ 3終了		
	訪問看護			□ 1新規 □ 2変更 □ 3終了		
	訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ			□ 1新規 □ 2変更 □ 3終了		
	居宅療養管理指導			□ 1新規 □ 2変更 □ 3終了		
	通所介護			□ 1新規 □ 2変更 □ 3終了		
	通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ			□ 1新規 □ 2変更 □ 3終了		
	短期入所生活介護			□ 1新規 □ 2変更 □ 3終了		
	短期入所療養介護			□ 1新規 □ 2変更 □ 3終了		
	特定施設入居者生活介護			□ 1新規 □ 2変更 □ 3終了		
	福祉用具貸与			□ 1新規 □ 2変更 □ 3終了		
	介護予防訪問入浴介護			□ 1新規 □ 2変更 □ 3終了		
	介護予防訪問看護			□ 1新規 □ 2変更 □ 3終了		
	介護予防訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ			□ 1新規 □ 2変更 □ 3終了		
	介護予防居宅療養管理指導			□ 1新規 □ 2変更 □ 3終了		
	介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ			□ 1新規 □ 2変更 □ 3終了		
	介護予防短期入所生活介護			□ 1新規 □ 2変更 □ 3終了		
	介護予防短期入所療養介護			□ 1新規 □ 2変更 □ 3終了		
	介護予防特定施設入居者生活介護			□ 1新規 □ 2変更 □ 3終了		
	介護予防福祉用具貸与			□ 1新規 □ 2変更 □ 3終了		
施設	介護老人福祉施設	○	H12.4.1	□ 1新規 ■ 2変更 □ 3終了	R6.5.1	下記のとおり
	介護老人保健施設			□ 1新規 □ 2変更 □ 3終了		
	介護医療院			□ 1新規 □ 2変更 □ 3終了		

介護保険事業所番号 3 4 1 2 3 4 5 6 7 8

特記事項	変更前	変更後
	療養食加算 なし 看取り介護体制 Ⅰ	療養食加算 あり 看取り介護体制 Ⅱ

関係書類 別添のとおり

１．介護給付費算定に係る体制等に関する届出書②

- 体制状況等一覧表は、不要なサービスは削除（又は非表示）としてください。
- 広島県では、体制状況一覧表の「提供サービス」タブからサービスを選択することで、不要なサービス部分が非表示となるよう書式設定しています。

（例：「訪問介護」を選択すると、訪問介護以外の行が非表示となる。）

添付書類

【共通】

・「添付書類早見表」を必ず確認し、必要な添付書類だけを添付すること。
　添付書類早見表や添付書類の様式は、県ホームページから最新の様式をダウンロードできます。

【付表】

・介護保険法に基づく届出（新規指定、更新、変更届）について、原則としてすべての変更届には付表（記載事項）をつけること。
その際、職員の員数について、最新の勤務表を付けずに提出する場合は、直近で提出済の変更届の数字から変更しないこと。

【勤務形態一覧表】

・勤務形態一覧表の勤務形態B（常勤兼務）又はD（非常勤兼務）については、様式の右端の（14）兼務状況欄に、兼務している職種を記入すること。

【雇用契約書・辞令等】

・令和６年度から、雇用契約書、辞令等は提出不要となりました。

【資格証】

・資格証として合格証を提出した場合は、資格証が届いたら速やかに提出すること。

添付書類

【資格証・図面・写真など】

・資格証等の紙媒体資料は、例えば次の方法でPDF化してください。

（１）複合機やスキャナでスキャン

（２）カメラ等で撮影したデータをワード等に貼り付けし、PDF形式で保存

※上記により作成したデータは、可能な限り、少数（１つ又は職種別など）のファイルに結合して頂くようお願いします。

５．申請に係る手数料の電子納付について

- 手数料を伴う申請について、令和６年１１月から、広島県電子申請システムの一機能である電子収納機能を使用してインターネット上で手数料の納付が可能となっています。

- 電子納付を行う場合、事前に担当部署（指定権者）に相談が必要です。

- ご相談いただいた後に、担当部署から電子収納を行うための様式のＵＲＬが送付されますので、案内に沿って申込をしてください。

- 納付方法については下記ホームページ等もご参照ください。

電子申請システムにおける電子納付について｜広島県（hiroshima.lg.jp）

６．申請様式

- 下記ホームページにアクセスし、届出する内容に対応した様式を選択してください。
- また、スライド５の様式名をクリックすることでアクセス可能です。
- 介護保険法に基づく届出の電子申請システムへの対応について